

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（内閣府令）に対する市の考え方

## 家庭的保育事業等の類型

事業	規模	場所	実施主体
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者の居宅等の様々なスペース	市町村、民間事業主等
小規模保育事業	A型（保育所分園に近い類型）	6人～19人まで	多様なスペース
	B型（中間的な類型）		
	C型（家庭的保育に近い類型）	6人～10人まで	
事業所内保育事業	様々（数人～数十人程度）	事業所その他様々なスペース	事業主等
居宅訪問型保育事業	1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅	市町村、民間事業主等

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
共通の事項	保育所等との連携	第6条	従うべき基準	<p>・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く）は、利用乳児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいては、この限りでない。</p> <p>（支援内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①集団保育の機会の設定。相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</li> <li>②必要に応じて、代替保育を提供すること。</li> <li>③当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</li> </ul>	
	非常災害対策等	第7条 第1項 第2項	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練をするように努めなければならない。</li> <li>・前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</li> </ul>	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
共通の事項	職員の一般的要件	第8条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。</li> </ul>	
	職員の知識及び技能の向上等	第9条 第1項 第2項	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</li> <li>家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</li> </ul>	
	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第10条	参酌すべき基準 【ただし書き以下従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</li> </ul>	
	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	第11条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</li> </ul>	
	虐待等の禁止	第12条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> </ul>	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
共通の事項	懲戒に係る権限の濫用禁止	第13条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に關しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</li> </ul>	
	衛生管理等	第14条 第1項～ 第5項	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</li> <li>家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> <li>家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</li> <li>居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</li> <li>居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</li> </ul>	
	食事の提供等	第15条 第1項～ 第5項	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。</li> <li>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</li> <li>食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</li> <li>調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない</li> </ul>	

				<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</li> </ul>	
共通の事項	食事の提供の特例	第16条 第1項 第2項	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合においても、なお調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</li> <li>・搬入施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>①連携施設</li> <li>②同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</li> <li>③学校給食法に規定する義務教育諸学校又は共同調理場</li> </ul> </li> </ul>	
	利用乳幼児及び職員健康診断	第17条 第1項～ 第4項	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業者等は、利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる</li> <li>・第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを勧告しなければならない</li> <li>・家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</li> </ul>	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
共通の事項	内部規程の制定	第18条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、次に関する規程を定めておかなければならない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業の目的及び運営の方針</li> <li>②提供する保育の内容</li> <li>③職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</li> <li>⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額</li> <li>⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員</li> <li>⑦利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧緊急時等における対応方法</li> <li>⑨非常災害対策</li> <li>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪その他重要事項</li> </ul> </li> </ul>	
	帳簿の整備	第19条	参酌すべき基準	・家庭的保育事業所等は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない	
	秘密保持等	第20条 第1項 第2項	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業等の職員及び家庭的保育事業所等管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
共通の事項	苦情への対応	第21条 第1項 第2項	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</li> </ul>	
家庭的保育事業	設備の基準	第22条	参酌すべき基準 【調理設備に係る部分のみ従うべき基準】	<p>家庭的保育事業は、市町村長が適當と認める場所で実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</li> <li>②前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9m<sup>2</sup>（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9m<sup>2</sup>に3人を超える人数1人につき3.3m<sup>2</sup>を加えた面積）以上であること。</li> <li>③乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</li> <li>④衛生的な調理設備及び便所を設けること。</li> <li>⑤屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。</li> <li>⑥庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3m<sup>2</sup>以上であること。</li> <li>⑦火災報知器及び消火器を設置するとともに、消防訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。</li> </ul>	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
家庭的保育事業	職員に関する基準	第23条 第1項～ 第3項	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①調理業務の全部を委託する場合</li> <li>②第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</li> </ul> </li> <li>・家庭的保育者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって次のいずれにも該当する者とする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</li> <li>②法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</li> </ul> </li> <li>・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、5人以下とする。</li> </ul>	
	保育時間	第24条	参酌すべき基準	・家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする	
	保育の内容	第25条	従うべき基準	・家庭的保育事業者は、厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
家庭的保育事業	保護者との連絡	第26条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</li> </ul>	
小規模保育事業の区分	小規模保育事業	第27条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。</li> </ul>	
小規模保育事業A型	設備の基準	第28条	参酌すべき基準 【調理設備に係る部分のみ従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模保育事業A型を行う事業所の設備は、次のとおりとする。</li> <li>乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、(1人につき3.3m<sup>2</sup>以上であること)調理設備及び便所を設けること。</li> <li>満2歳以上の幼児を利用する小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98m<sup>2</sup>以上であること)、屋外遊戯場(1人につき3.3m<sup>2</sup>以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。</li> <li>保育に必要な用具を備えること。</li> <li>乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備が備わっているものとする。</li> </ul>	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
小規模保育事業A型	職員に関する基準	第29条 第1項～ 第3項	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</li> <li>・保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①乳児 　おおむね3人につき1人</li> <li>②満1歳以上満3歳に満たない幼児 　おおむね6人につき1人</li> <li>③満3歳以上満4歳に満たない児童 　おおむね20人につき1人</li> <li>④満4歳以上の児童 　おおむね30人につき1人</li> </ul> </li> <li>・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</li> </ul>	
	準用 (保育時間、保育内容、保護者との連絡)	第30条	第30条 従うべき基準 第25条 参酌すべき基準 第24条 第26条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。</li> </ul>	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
小規模保育事業B型	職員に関する基準	第31条 第1項～ 第3項	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</li> <li>・保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①乳児 　おおむね3人につき1人</li> <li>②満1歳以上満3歳に満たない幼児 　おおむね6人につき1人</li> <li>③満3歳以上満4歳に満たない児童 　おおむね20人につき1人</li> <li>④満4歳以上の児童 　おおむね30人につき1人</li> </ul> </li> <li>・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</li> </ul>	
	準用 (保育時間、保育内容、保護者との連絡、設備の基準)	第32条 第25条 第28条 参酌すべき基準 第24条 第26条 第28条	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。</li> </ul> <p>※第28条は調理設備に係る部分のみ従うべき基準</p>	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
小規模保育事業C型	設備の基準	第33条	参酌すべき基準 【調理設備に係る部分のみ従】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業C型を行う事業所の設備は、次のとおりとする。</li> <li>・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、(1人につき3.3m<sup>2</sup>以上であること)調理設備及び便所を設けること。</li> <li>・満2歳以上の幼児を利用する小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室(1人につき3.3m<sup>2</sup>以上であること)、屋外遊戯場(1人につき3.3m<sup>2</sup>以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。</li> <li>・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備が備わっているものとする。</li> <li>・保育に必要な用具を備えること。</li> </ul>	
	職員に関する基準	第34条 第1項 第2項	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</li> <li>・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</li> </ul>	
	利用定員	第35条	従うべき基準	・小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
小規模保育事業C型	準用 (保育時間, 保育内容, 保護者との連絡)	第36条	従うべき基準 第25条  参酌すべき基準 第24条 第26条	・第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。	
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業	第37条	従うべき基準	・居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
居宅訪問型保育事業	設備及び備品	第38条	参酌すべき基準	・居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
	職員に関する基準	第39条	従うべき基準	・居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育ができる乳幼児の数は1人とする。	
	居宅訪問型保育連携施設	第40条	従うべき基準	・居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	
	準用 (保育時間、保育内容、保護者との連絡)	第41条 第25条 第24条 第26条	従うべき基準 国 の 基 準 どおり。 参酌すべき基準 第24条 第26条	・第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
事業所内保育事業	利用定員の設定	第42条	参酌すべき基準	事業所内保育事業は、【別表1】に掲げる利用定員の区分に応じそれぞれ同表に定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。	
事業所内保育事業 （保育所型事業所内保育事業）	設備の基準	第43条	参酌すべき基準 【調理室に係る部分のみ従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員20人以上を「保育所型事業所内保育事業」という</li> <li>・乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室（1人につき1.65m<sup>2</sup>以上であること）又はほふく室（1人につき3.3m<sup>2</sup>以上であること）、医務室、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。</li> <li>・満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室（1人につき1.98m<sup>2</sup>以上であること）、屋外遊戯場（代替地含む。1人につき3.3m<sup>2</sup>以上であること）、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。</li> <li>・保育に必要な用具を備えること。</li> <li>・乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備が備わっているものとする。</li> </ul>	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
事業所内保育事業 （保育所型事業所内保育事業）	職員に関する基準	第44条 第1項 第2項 第3項	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</li> <li>・保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①乳児 　おおむね3人につき1人</li> <li>②満1歳以上満3歳に満たない幼児 　おおむね6人につき1人</li> <li>③満3歳以上満4歳に満たない児童 　おおむね20人につき1人</li> <li>④満4歳以上の児童 　おおむね30人につき1人</li> </ul> </li> <li>・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。</li> </ul>	
	連携施設に関する特例	第45条	従うべき基準	・保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
内 保 育 事 業 所 （保 育 時 間， 保 育 内 容， 保 護 者と の連 絡）	準用 （保育時 間，保育 内 容，保 護 者と の連 絡）	第46条	従うべき 基準 第25条 参酌すべ き基準 第24条 第26条	・第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。	
（小 規 模 型 事 業 所 内 保 育 事 業）	職員に關 する基準	第47条 第1項 ～ 第3項	従うべき 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員19人以下を「小規模型事業所内保育事業」という</li> <li>・小規模型事業所内保育事業所（利用定員19人以下）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</li> <li>・保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①乳児 　　おおむね3人につき1人</li> <li>②満1歳以上満3歳に満たない幼児 　　おおむね6人につき1人</li> <li>③満3歳以上満4歳に満たない児童 　　おおむね20人につき1人</li> <li>④満4歳以上の児童 　　おおむね30人につき1人</li> </ul> </li> <li>・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。</li> </ul>	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
事業所内保育事業	準用 (保育時間、保育内容、保護者との連絡、設備の基準)	第48条	従うべき基準 第25条 第28条の調理設備に係る部分  参酌すべき基準 第24条 第26条 第28条	・第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条柱書き中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。）」と、同条第4号中「法第6条の3第10項第2号」とあるのは「法第6条の3第12項第2号」と、「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。	
その他	施行期日	附則 第1条	—	・この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。	—
	食事の提供の経過措置	附則 第2条	従うべき基準	・この省令の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、調理設備、食事の提供方法や調理員の配置の規定について適用しないことができる。	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第61号（平成26年4月30日）	市の考え方
その他	連携施設に関する経過措置	附則 第3条	従うべき基準	・連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	
	小規模保育事業B型に関する経過措置	附則 第4条	従うべき基準	・家庭的保育事業に規定する家庭的保育者、家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、小規模保育事業B型、小規模型事業所内保育事業に規定する保育従事者とみなす。	
	利用定員に関する経過措置	附則 第5条	従うべき基準	・小規模保育事業C型にあっては、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	

【別表 1】第 4 2 条関係

利用定員数		その他の乳児又は幼児の数
1 人以上	5 人以下	1 人
6 人以上	7 人以下	2 人
8 人以上	10 人以下	3 人
1 1 人以上	15 人以下	4 人
1 6 人以上	20 人以下	5 人
2 1 人以上	25 人以下	6 人
2 6 人以上	30 人以下	7 人
3 1 人以上	40 人以下	10 人
4 1 人以上	50 人以下	12 人
5 1 人以上	60 人以下	15 人
6 1 人以上	70 人以下	20 人
7 1 人以上		20 人

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の構成

制定根拠: 子ども・子育て支援法第34項第3項、第46条第3項

### ■共通事項

- ・家庭的保育事業者等と非常災害対策
- ・家庭的保育事業者等の職員の一般的要件
- ・家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等
- ・他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準
- ・衛生管理等の基準
- ・食事の提供基準
- ・食事の提供基準の特例
- ・利用乳幼児及び職員の健康診断
- ・保育所との連携
- ・家庭的保育事業所等内部の規程
- ・利用乳幼児を平等に取り扱う原則
- ・虐待等の禁止
- ・懲戒に係る権限の濫用禁止
- ・秘密保持等
- ・苦情への対応
- ・家庭的保育事業所等に備える帳簿

### ■家庭的保育事業

- ・設備の基準
- ・職員の基準
- ・保育時間
- ・保育の内容
- ・保護者との連絡

### ■小規模保育事業A型、B型、C型

- ・小規模保育事業の区分(定義)
- ・設備の基準
- ・職員の基準
- ・保育時間
- ・保育の内容
- ・保護者との連絡

### ■居宅訪問型保育事業

- ・居宅訪問型保育事業(定義)
- ・設備及び備品
- ・職員の基準
- ・居宅訪問型保育連携施設(定義)
- ・保育時間【準用】
- ・保育の内容【準用】
- ・保護者との連絡【準用】

### ■事業所内保育事業

- ・利用定員の設定
- ・設備の基準
- ・職員の基準
- ・連携施設に関する特例
- ・保育時間【準用】
- ・保育の内容【準用】
- ・保護者との連絡【準用】